

子ども・若者応援センター「YELL」運営業務委託 公募説明書

1 当該公募の趣旨

本業務については、ニートやひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を抱える子どもや若者を総合的にサポートあるいはコーディネートし、その自立を支援するノウハウを有する者が必要とされるため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施する。

2 業務概要

(1) 業務名 子ども・若者応援センター「YELL」運営業務委託

(2) 業務の詳細な説明

子ども・若者応援センター「YELL」において、社会生活を円滑に営む上でのさまざまな困難を抱えた子どもや若者を総合的にサポートあるいはコーディネートして、若者の自立を支援するもの。

ア 施設所在地：北九州市戸畠区汐井町1番6号（ウェルとばた2階）

イ 開所日及び開所時間：火曜日～土曜日の10：00～18：45

閉所日は日曜・月曜日、休日（月曜と重なったときは翌日も閉所）、年末年始とする。

なお、休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

ウ 支援対象者

社会生活を営む上での困難を有する者（おおむね15歳以上40歳未満の人）とその家族

エ 主な業務内容

(ア) 困難を抱える子どもや若者の育成支援に関する総合相談・助言

「導入の面談(インテーク)」「キャリア相談」「心の相談」「相談記録」

(イ) 利用者のための就労体験

(ウ) 保護者のための面接相談（個別相談、セミナー等でアドバイス）

(エ) 相談内容に応じた情報提供（支援を行う関係機関・団体の情報提供など）

(オ) 専門機関との連携（専門機関へのつなぎ、「北九州市子ども・若者支援地域協議会」への参加など）

(カ) ホームページやSNS等の発信に関する業務

(キ) 施設の維持管理業務

(ク) 報告書の作成（日報、実績報告書）

- (ヶ) 利用者の情報・ケース記録等の整理・保管
- (コ) 人員配置（若者支援に熟知しており、相談、助言等が行える者）
 - 原則、下記の資格を有する者4名を配置するものとする。
 - ①運営管理責任者【キャリアカウンセラー等（相談、センターの管理運営事務を含む）】：1名
 - ②相談員【キャリアカウンセラー、臨床心理士、保健師等（受付、相談、庶務事務等を含む）】：2名
 - ③コーディネーター【教諭、社会福祉士等（社会資源へのつなぎ、支援機関への同行等）】：1名

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。※参加意思確認書提出時に有資格業者であることが必要。
- ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地（又は受任地）が北九州市内であること。
- エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

- ア 社会生活を円滑に営む上でさまざまな困難を抱える子どもや若者に対する相談・カウンセリング等の若者総合相談事業のノウハウを有していること。
- イ 発達障害関連をはじめとした社会福祉事業等に携わり、その実績があること。
- ウ 内閣府実施の「相談業務研修（旧「困難を有する子ども・若者の相談業務に携わる民間団体職員研修」）」を修了している相談員又は本市が平成22年度から令和7年度に実施した「北九州市ユースアドバイザー養成講習会」（令和7年度は「子ども・若者支援者養成フォーラム」）を修了している相談員を配置できること。
- エ 若者自立支援にかかるセミナー・講習会等を企画・実施できるもの。
- オ 若者自立支援関係機関との連絡・調整が円滑に行えること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住 所：北九州市小倉北区城内1番1号
担当課名：子ども家庭局こども若者成育課
電話番号：093-582-2392 FAX番号：093-582-0070

(2) 説明書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和8年1月13日から令和8年1月28日まで（閉庁日を除く）の毎日、
8時30分から17時15分まで

イ 受付担当課

（1）同じ。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年1月14日から令和8年1月28日まで（閉庁日を除く）の毎日、
8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

（1）同じ。

ウ 提出方法

応募者は、別紙「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても
参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効と
する。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合
は、これに応じなければならない。

キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行う
こととなった当該業務委託の指名競争入札又は企画競争を中止する場合がある。

ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。

ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から
起算して7日以内に、書面により、北九州市子ども家庭局こども若者成育課長
に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることがで
きる。